

日本学の方法(4) 社会学

田中 重人
(東北大学 文学部)

<http://tsigeto.info/2023/1st/2>

課題

現代日本社会において、建前と実態が乖離している例を挙げ、どうしてそのような状態が維持されているかを説明せよ。



関係ある分野

- | | |
|---------|---------|
| 社会学 | 法学 |
| (人口学) | (政治学) |
| (歴史学) | (経済学) |
| (社会福祉学) | (社会政策学) |

国際的研究の広がり

- 親族構造
- 親密圏
- 階層・階級(不平等)
- 福祉社会

家族 / 親族

- family / kinship
- 親子
 - 夫婦
 - これらによる人間関係のネットワーク

家族制度

- family institution
- 親子関係・夫婦関係に関連して
人々の行動を規定する社会的な仕組み

具体的には

- 「結婚」とは
- 「親」はどうやって決めるか
- 夫婦間、親子間の権利と義務
- 亡くなったあとの財産
- 争いがある場合

現在の日本では:

- 個人主義
- 夫婦と親子の関係を独立に規定
- 争い事は家庭裁判所へ
- 平等性と未成年者の福祉

経営体としての「イエ」(幕末頃?)

- 世襲制の家業
- イエの永続・繁栄が目標
- あとつぎ(1人)と労働力の確保が重要
- 拡大できれば
→分家をつくって同族集団を拡大

現代の社会と江戸時代の社会

- 総理大臣 →
- 宮城県知事 →
- 警察 →
- 総合商社 →
- アパレルメーカー →

現代では:

- 総理大臣 ← 選挙+国会指名
- 宮城県知事 ← 選挙
- 警察 ← 公務員(試験)
- 総合商社 ← 株式会社
- アパレルメーカー ← 株式会社

現在でも、小企業、農林漁業、各地域の生活組織などは、イエの仕組みで成り立っていることが多い

近代社会の家族に残ったもの

- 生活の共同
- 生殖
- 子供・高齢者・病人などの世話と扶養

日本では...

- 20世紀初めに都市部で出現
- 高度成長期(1960年代)までに一般化

婚姻法上所謂扶養の義務は……実に婚姻関係の核心的事実とも云ふべきものである。……若し之が履行されなかったら、その時には婚姻の実質は既に亡んで居るとさへ言っても宜いのである

……親がその未成熟の子を養育する義務も、是れまた、単なる扶養ではない。……子を養育せざる親と云ふことは抑々概念自体の矛盾である。

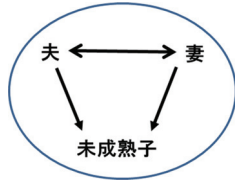
……「生活保持の義務」は、最後の一片の肉、一粒の米までをも分け食らふべき義務であり、他者の生活を「助け助くる」に非ずして、之を自からの生活として保持するものである。

中川善之助「親族的扶養義務の本質」『法学セミナー』253: 190-207 (1928→1976).

生活保持の義務 = 利他的な人間関係

〇〇の幸せが私の幸せ

近代家族の仕組み



核家族

- ・夫婦の共同生活
- ・子供の養育

近代家族を前提とした生活保障

男性稼ぎ主モデル



学校教育+労働市場

年金+健康保険+公的扶助（社会保障）

大沢真理『現代日本の生活保障システム』岩波書店(2007).

日本国憲法（1946）

第 25 条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

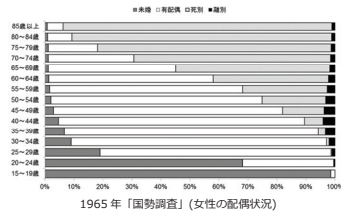
社会保障

- ・社会保険（年金保険、健康保険など）
- ・公的扶助（生活保護）

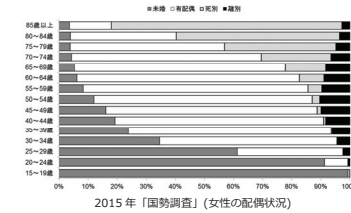
日本では 1960 年代までに基本的な社会保障制度が成立

→安定的な核家族を前提とする

日本の社会保障制度樹立期（1950-60年代）



現在（2015年）



離婚後の男女格差の分析

全国家族調査 (NFRJ) :

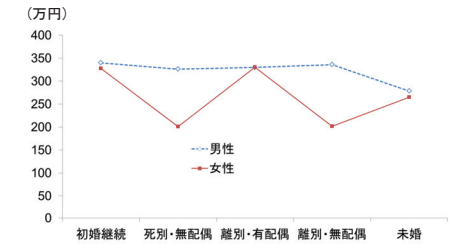
日本家族社会学会が 1999, 2004, 2009, 2019 年に実施

等価所得 :

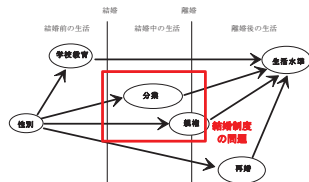
$$\frac{\text{世帯年間収入}}{\sqrt{\text{同居人数}}}$$

田中重人「離婚経験者の経済状況の性別格差」第 4 回全国家族調査第 2 次報告書 1 (2021) <http://tsigeto.info/21b>

2019年「全国家族調査」による結果



重回帰分析による結論



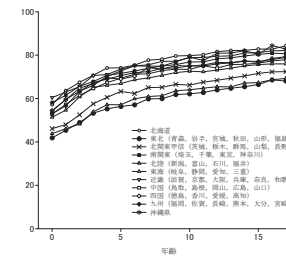
- 結婚・出産・育児によるキャリア中断
- 離婚時に母が子を引取りやすい

格差の原因

- 男性稼ぎ主モデル
- 女性ケア役割

保守的な対処 :

- 社会保障制度
- 親族による生活保障



子供の年齢別にみた広義の母子世帯に占める狭義の母子世帯の比率：2015年「国勢調査」

田中重人「家族の変化と生活保障システム」『日本学の教科書』文学通信 (2022).

利他主義の不等性

- ・利他性が強いと不利
- ・性別その他の属性との関連

有賀美和子 (2011) 『フェミニズム正義論: ケアの絆をつむぐために』勁草書房

根本的な問題は?

利他性を強要する社会システム自体 (利己性の称揚との使い分け)

当時としては……

「生活保持の義務」は、最後の一片の肉、一粒の米までも分け食らふべき義務であり、他者の生活を「扶け助くる」に非ずして、之を自からの生活として保持するものである。
中川善之助 (1928-1976).

ほかにどうすればいいというのか？

社会保障制度成立以降の議論

社会保障法の展開により、生活困窮者の生存の保障が、ますます**家族の責任から社会(国家)の責任に移る……**
扶養される者の生存権の保障という新しい観点からみるならば、だれの責任で生存権の保障が実現されるかは、第一義的に重要なことではない

渡辺洋三「現代家族法理論」福島正夫編『家族政策と法1: 総論』東京大学出版会 (1975).

現代社会を見る視点

- 建前と実態との齟齬は、なぜ存続するのか
- 歴史との対話
- そのための統計と文献資料